

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環1	環境生活部	環境政策課	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	トクテイ化ニカアルロンイカイシ ウオビ <sup>レ</sup> ルカイジ <sup>レ</sup> ツシナクホトニカ スルホリツ	25-1	第2種特定製品引 取業者の登録	●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第27条第1項 ●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成13 年省令第13号）第12条の3	30202	30	-	-	
3法_環2	環境生活部	環境政策課	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	トクテイ化ニカアルロンイカイシ ウオビ <sup>レ</sup> ルカイジ <sup>レ</sup> ツシナクホトニカ スルホリツ	28(12-1 準用)	第2種特定製品引 取業者の登録の更 新	●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第27条第1項 ●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成13 年省令第13号）第12条の3	30202	30	-	-	
3法_環3	環境生活部	環境政策課	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	トクテイ化ニカアルロンイカイシ ウオビ <sup>レ</sup> ルカイジ <sup>レ</sup> ツシナクホトニカ スルホリツ	29-1	第2種フロン類回 収業者の登録	●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第31条第1項 ●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成 13年省令第13号）第12条の6	30203	30	-	-	
3法_環4	環境生活部	環境政策課	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	トクテイ化ニカアルロンイカイシ ウオビ <sup>レ</sup> ルカイジ <sup>レ</sup> ツシナクホトニカ スルホリツ	33-1 (2- 1準用)	第2種フロン類回 収業者の登録の更 新	●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第31条第1項 ●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成 13年省令第13号）第12条の6	30203	30	-	-	
3法_環5	環境生活部	環境政策課	フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関す る法律	フロンイノヨクノ <sup>レ</sup> ウカオビ <sup>レ</sup> カリ テキセイカニカスルホリツ	27-1	第一種フロン類充 填回収業者の登録	●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項 ●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年省令第7 号）第9条	30201	30	-	-	
3法_環6	環境生活部	環境政策課	フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関す る法律	フロンイノヨクノ <sup>レ</sup> ウカオビ <sup>レ</sup> カリ テキセイカニカスルホリツ	30-1	第一種フロン類充 填回収業者の登録 の更新	●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項 ●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年省令第7 号）第9条	30201	30	-	-	
3法_環7	環境生活部	環境政策課	フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関す る法律施行規則第49条の 規定に基づく第一種フロ ン類充填回収業者の引渡 義務の例外の認定に関す る規則（平成15年宮城県 規則第104号）	フロンイノヨクノ <sup>レ</sup> ウカオビ <sup>レ</sup> カリ テキセイカニカスルホリツ <sup>ダ</sup> 49 ジ <sup>レ</sup> ヨウキテイニモツ <sup>ク</sup> ク <sup>ダ</sup> イ <sup>レ</sup> チ <sup>レ</sup> シ <sup>レ</sup> フ ロンイ <sup>レ</sup> ウ <sup>レ</sup> テンカイシ <sup>レ</sup> ウキ <sup>レ</sup> ヨウシ <sup>レ</sup> ノ ヒキワタシ <sup>レ</sup> ム <sup>レ</sup> ルイカ <sup>レ</sup> ニ <sup>レ</sup> ン <sup>レ</sup> テイ <sup>レ</sup> カ スルキク（ハ <sup>レ</sup> イ15 <sup>レ</sup> ネ <sup>レ</sup> ミヤ <sup>レ</sup> ギ <sup>レ</sup> ケン シ <sup>レ</sup> ク <sup>レ</sup> イ104 <sup>レ</sup> ゴ <sup>レ</sup> ウ）	2-1	第一種フロン類充 填回収業者が引き 渡したフロン類を 第一種フロン類再 生業者又はフロン 類破壊業者に確実 に引き渡す者の認 定	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく 第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則第3条第1項	30204	30	-	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環8	環境生活部	環境対策課	工業用水法	ドゾヨウケツタイケリ	3-1	井戸により地下水を採取する許可	許可の基準-法5-1 法5-2	30401	30	-	-	
3法_環9	環境生活部	環境対策課	工業用水法	ドゾヨウケツタイケリ	7-1	揚水設備の変更の許可	許可の基準-法5-1 法5-2	30402	30	-	-	
3法_環10	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法	ドゾヨウケツタイケリ	3-1	指定調査機関の指定	土壤汚染対策法第30条、第31条 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第2条	30405	-	-	-	
3法_環11	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法	ドゾヨウケツタイケリ	3-1ただし書き	調査義務の一時的免除	土壤汚染対策法施行規則第16条第3項 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」 (平成31年3月1日環水大土発第1903015号)	30404	3週間	-	-	
3法_環12	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法	ドゾヨウケツタイケリ	14-1	指定の申請	土壤汚染対策法第14条第3項 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」 (平成31年3月1日環水大土発第1903015号)	30407	-	-	-	
3法_環13	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法	ドゾヨウケツタイケリ	16-1括弧書き	搬出しようとする 土壤の基準適合認定	土壤汚染対策法第16条第1項括弧書き 土壤汚染対策法施行規則第59条～第60条 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」 (平成31年3月1日環水大土発第1903015号)	30406	-	-	-	
3法_環14	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法	ドゾヨウケツタイケリ	22-1	汚染土壌処理業の許可	土壤汚染対策法第22条第3項 汚染土壌処理業に関する省令第4条 汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日環水大土発第1903018号）	30408	-	-	-	
3法_環15	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法	ドゾヨウケツタイケリ	22-4	汚染土壌処理業の更新許可	土壤汚染対策法第22条第3項 汚染土壌処理業に関する省令第4条 汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日環水大土発第1903018号）	30409	-	-	-	
3法_環16	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法	ドゾヨウケツタイケリ	23-1	汚染土壌処理業の変更許可	土壤汚染対策法第22条第3項 汚染土壌処理業に関する省令第4条 汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日環水大土発第1903018号）	30410	-	-	-	
3法_環17	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法	ドゾヨウケツタイケリ	32	指定調査機関の指定の更新	土壤汚染対策法第30条、第31条 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第2条	30411	-	-	-	
3法_環18	環境生活部	環境対策課	土壤汚染対策法施行規則	ドゾヨウケツタイケリ	1-1ただし書き	報告期限の延長	土壤汚染対策法施行規則第3条ただし書き 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」 (平成31年3月1日環水大土発第1903015号)	30403	3週間	-	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環19	環境生活部	自然保護課	自然公園法	セ`ンコウインホ	20-3	特別地域内の行為の許可	・自然公園法施行規則（昭和32年10月11日厚生省令第41号）第11条 ・自然公園法の行為の許可基準の細部の解釈及び運用の方法について（制定：平成12年8月7日環自計第171号、改正：令和4年4月1日環自国発第22040116号）	101	30	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所(15)	-	
3法_環20	環境生活部	自然保護課	自然公園法	セ`ンコウインホ	21-3	特別保護地区内の行為の許可	・自然公園法施行規則（昭和32年10月11日厚生省令第41号）第11条 ・自然公園法の行為の許可基準の細部の解釈及び運用の方法について（制定：平成12年8月7日環自計第171号、改正：令和4年4月1日環自国発第22040116号）	102	30	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所(15)	-	
3法_環21	環境生活部	自然保護課	自然公園法	セ`ンコウインホ	22-3	海域公園地区内の行為の許可	・自然公園法施行規則（昭和32年10月11日厚生省令第41号）第11条 ・自然公園法の行為の許可基準の細部の解釈及び運用の方法について（制定：平成12年8月7日環自計第171号、改正：令和4年4月1日環自国発第22040116号）	103	30	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所(15)	-	
3法_環22	環境生活部	自然保護課	森林法	シリンホ	10の2-1	林地開発許可	●開発行為の許可基準等の運用について(令和4年11月15日4林整治第1188号) ●開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成14年3月29日付け13林整治第2396号） ●宮城県林地開発許可制度実施要綱（平成12年4月1日施行）	104	80	-	-	
3法_環23	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	フョウジ`ユノホ`オビ`シリヨウテ`セ`イカニカスルホリツ	9	有害鳥獣の捕獲許可	宮城県有害鳥獣駆除許可事務取扱要領（平成12年4月1日施行）	105	1ヶ月以内	-	-	
3法_環24	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	フョウジ`ユノホ`オビ`シリヨウテ`セ`イカニカスルホリツ`セ`コウキク	5、7	有害鳥獣の捕獲許可	宮城県有害鳥獣駆除許可事務取扱要領（平成12年4月1日施行）	105	1ヶ月以内	-	-	
3法_環25	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	フョウジ`ユノホ`オビ`シリヨウテ`セ`イカニカスルホリツ`セ`コウキク`セ`コウキク`セ`コウキク	3、4	有害鳥獣の捕獲許可	宮城県有害鳥獣駆除許可事務取扱要領（平成12年4月1日施行）	105	1ヶ月以内	-	-	
3法_環26	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	フョウジ`ユノホ`オビ`シリヨウテ`セ`イカニカスルホリツ	29-7・8・9・10、30	県指定鳥獣保護区特別保護地区内行為許可	宮城県鳥獣保護地区内行為許可事務取扱要領（平成13年4月1日施行）	106	2ヶ月以内	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所(1ヶ月以内)	-	
3法_環27	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	フョウジ`ユノホ`オビ`シリヨウテ`セ`イカニカスルホリツ`セ`コウキク	39	県指定鳥獣保護区特別保護地区内行為許可	宮城県鳥獣保護地区内行為許可事務取扱要領（平成13年4月1日施行）	106	2ヶ月以内	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所(1ヶ月以内)	-	
3法_環28	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	フョウジ`ユノホ`オビ`シリヨウテ`セ`イカニカスルホリツ`セ`コウキク`セ`コウキク`セ`コウキク	5、6	県指定鳥獣保護区特別保護地区内行為許可	宮城県鳥獣保護地区内行為許可事務取扱要領（平成13年4月1日施行）	106	2ヶ月以内	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所(1ヶ月以内)	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環29	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	化イ <sup>テ</sup> ヨウトリコカスルキリツ	3	化製場の許可	化製場等に関する法律施行条例第3条	30733	30	-	-	
3法_環30	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	化イ <sup>テ</sup> ヨウトリコカスルキリツ	3	死亡獣畜取扱場の許可	化製場等に関する法律施行条例第3条第2項	30734	30	-	-	
3法_環31	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	化イ <sup>テ</sup> ヨウトリコカスルキリツ	2-2	化製場以外における処理の禁止の特例の許可	化製場等に関する法律施行条例第1条の2	30735	30	-	-	
3法_環32	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	化イ <sup>テ</sup> ヨウトリコカスルキリツ	8	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可	化製場等に関する法律施行条例第4条第2項	30736	30	-	-	
3法_環33	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	化イ <sup>テ</sup> ヨウトリコカスルキリツ	9-1	動物の飼養又は収容の許可	化製場等に関する法律施行条例第7条	30737	30	-	-	
3法_環34	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法	クリニクギョウホ	5の2	クリーニング所の使用前検査	●クリーニング業法第3条、第5条、第5条の2 ●クリーニング業法施行規則第1条の3、第2条 ●クリーニング業法施行条例第2条	30713	10	-	-	
3法_環35	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法	クリニクギョウホ	6	クリーニング師の免許	●クリーニング業法第7条に規定される試験に合格したものが申請した場合に免許が与えられる	30714	20	保健所(5)	-	
3法_環36	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法	クリニクギョウホ	8の2-1	クリーニング師の研修の指定	●クリーニング業法第8条の2第1項 ●「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」（平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知） ●「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定基準の改正について」（平成4年3月19日衛指第43号厚生省生活衛生局指導課長通知）	30715	5	保健所(5)	-	
3法_環37	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法	クリニクギョウホ	8の3	業務従事者に対する講習の指定	●クリーニング業法第8条の3 ●「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」（平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知） ●「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定基準の改正について」（平成4年3月19日衛指第43号厚生省生活衛生局指導課長通知）	30716	5	-	-	
3法_環38	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法施行令	クリニクギョウホセツレイ	1-2	クリーニング師免許証の訂正交付	●クリーニング業法施行規則第8条 ●免許証の記載事項（本籍、氏名）に変更が生じたクリーニング師から免許の訂正の申請（添付書類：免許証、戸籍謄本又は抄本）があったときは、免許証を訂正して交付する。	30717	20	-	-	
3法_環39	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法施行令	クリニクギョウホセツレイ	1-3	クリーニング師免許証の再交付	●クリーニング業法施行規則第6条 ●免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請（添付書類：き損の場合は免許証）があったときは、免許証を再交付する。	30718	20	保健所(5)	-	
3法_環40	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	ケンチクフツシカクノイセキキョウノカクニカスルキリツ	12の2-1	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	●法第12条の2第2、3、5項 ●施行規則第25、26、26の3、27、28、28の3、29、30条 ●建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（平成14年健発第0326017号厚生労働省健康局長通知） ●建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年健衛発第0326001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）	30721	20	-	-	
3法_環41	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	興行場法	コウギョウジョウホ	2-1	興行場営業許可	●興行場法第2条 ●興行場法施行条例第2条、第6条、第7条、第9条 ●興行場法施行細則第2条、第5条、第6条、第7条、第8条	30707	10	-	-	
3法_環42	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	公衆浴場法	コウシユクジョウホ	2-1	公衆浴場営業許可	●公衆浴場法第2条、第3条、 ●公衆浴場法施行規則第1条 ●公衆浴場法施行条例第3条、第6条、第7条	30711	10	保健所(5)	-	
3法_環43	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	公衆浴場法	コウシユクジョウホ	4	患者に対する入浴特例の許可	●公衆浴場法施行規則第5条に掲げる施設基準等に適合した公衆浴場に許可を与える	30712	10	-	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環44	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	シヨクフヨウシヨリバダギヨウノセイイコヒシヨクフヨウケンサカニスルホリツ	3	食鳥処理の事業の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、第5条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 第1条、第2条、別表1、2	30750	12	食肉衛生検査所(5)	-	
3法_環45	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	シヨクフヨウシヨリバダギヨウノセイイコヒシヨクフヨウケンサカニスルホリツ	6	食鳥処理の事業の変更の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、第6条	30751	8	食肉衛生検査所(3)	-	
3法_環46	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	シヨクフヨウシヨリバダギヨウノセイイコヒシヨクフヨウケンサカニスルホリツ	15-1	生体検査	食鳥検査実施要領（平成4年厚生省発衛乳第70号）第2	30752	-	-	-	
3法_環47	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	シヨクフヨウシヨリバダギヨウノセイイコヒシヨクフヨウケンサカニスルホリツ	15-2	脱羽後検査	食鳥検査実施要領（平成4年厚生省発衛乳第70号）第4	30753	-	-	-	
3法_環48	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	シヨクフヨウシヨリバダギヨウノセイイコヒシヨクフヨウケンサカニスルホリツ	15-3	内臓摘出後検査	食鳥検査実施要領（平成4年厚生省発衛乳第70号）第5	30754	-	-	-	
3法_環49	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	シヨクフヨウシヨリバダギヨウノセイイコヒシヨクフヨウケンサカニスルホリツ	16-1	確認規程の認定	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 第22条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 第29条	30755	8	食肉衛生検査所(3)	-	
3法_環50	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	シヨクフヨウシヨリバダギヨウノセイイコヒシヨクフヨウケンサカニスルホリツ	16-2	確認規程の変更の認定	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第16条第2項 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 第29条	30756	6	食肉衛生検査所(3)	-	
3法_環51	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食品衛生法	シヨクノイセイコ	54、55	営業の許可	食品衛生法第55条、食品衛生法施行条例第3条・別表第2、別表第3、別表第4	30701	14	-	-	



〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環61	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	14の2-1	共済規程の認可	●法14条の2第2項 ●環境衛生同業組合等共済事業令及び環境衛生同業組合等共済事業規則の施行について (昭和33年11月24日発衛第468号厚生事務次官通知)	30724	2ヶ月	-	-	
3法_環62	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	14の2-3	共済規程の変更の認可・廃止の認可	●法14条の2第2項 ●環境衛生同業組合等共済事業令及び環境衛生同業組合等共済事業規則の施行について (昭和33年11月24日発衛第468号厚生事務次官通知)	30725	15	-	-	
3法_環63	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	14の10-1	組合協約の認可・変更の認可	●法第14条の10第2項 ●環境衛生関係関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(昭和40年4月12日環衛第5043号厚生省環境衛生局長通知) 第二・2 ●法第14条の10第3項(公正取引委員会への協議)	30726	2ヶ月	-	-	
3法_環64	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	24-1	組合設立の認可	●法第24条第2項 ●環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律等の施行について(昭和32年11月12日発衛第463号)厚生省公衆衛生局長通知) 第三	30727	1ヶ月	-	-	
3法_環65	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	28-3	組合定款の変更の認可	●法第28条第1項、2項、4項	30728	1ヶ月	-	-	
3法_環66	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	52の4-1	小組合設立の認可	●環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について (昭和54年11月15日環指第162号厚生省環境衛生局長通知) 第三 ●環境衛生同業小組合の許可等について(昭和54年12月27日環指第174号厚生省環境衛生局長通知)	30729	1ヶ月	-	-	
3法_環67	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	52の10-1	小組合の定款の変更の認可	組合の定款の変更認可に準ずる	30730	1ヶ月	-	-	
3法_環68	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	57の3-1	都道府県生活衛生営業指導センターの指定	●都道府県環境衛生営業指導センターの指定等について(昭和54年12月27日環指第175号厚生省環境衛生局指導課長通知)	30731	2ヶ月	-	-	
3法_環69	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	セイメイセイケンイケンヨウノウエ イテキセオホビシヨウコカスルリ	52の7-3	小組合の合併の承認	●法第52条の7第4項 ●法第24条第2項(第2号除く)	30732	1ヶ月	-	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環70	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ドウブツアイトホビカニコカスルホリツ	10-1	第一種動物取扱業者の登録	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条から動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第3項	30741	14	-	-	
3法_環71	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ドウブツアイトホビカニコカスルホリツ	13	第一種動物取扱業者の登録の更新	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条から動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第3項	30741の2	14	-	-	
3法_環72	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ドウブツアイトホビカニコカスルホリツ	26-1	特定動物の飼養又は保管の許可	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条	30742	30	-	-	
3法_環73	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ドウブツアイトホビカニコカスルホリツ	28-1	特定動物の飼養又は保管の変更の許可	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条	30742の2	30	-	-	
3法_環74	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	トチウジヨウホク	4-1	と畜場の設置許可	と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第2	30743	12	食肉衛生検査所(5)	-	
3法_環75	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	トチウジヨウホク	12	と畜場使用料及びと殺解体料の認可	と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第3	30744	8	食肉衛生検査所(3)	-	
3法_環76	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	トチウジヨウホク	14-1	獣畜の生体検査	と畜検査実施要領（昭和47年厚生省発衛乳第48号）第4	30745	-	-	-	
3法_環77	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	トチウジヨウホク	14-2	獣畜のと殺後検査	と畜検査実施要領（昭和47年厚生省発衛乳第48号）第6	30746	-	-	-	
3法_環78	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	トチウジヨウホク	14-3	獣畜の解体検査	と畜検査実施要領（昭和47年厚生省発衛乳第48号）第9	30747	-	-	-	
3法_環79	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	トチウジヨウホク	14-4	と畜場外でと殺、解体する獣畜の検査	と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第6-3	30748	-	-	-	
3法_環80	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法施行令	トチウジヨウホクセコウレイ	4	と畜場以外の場所で獣畜をと殺することができる場合の許可	と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第5-1、3	30749	12	食肉衛生検査所(5)	-	
3法_環81	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	ノリノスイサツアツオホビョウケンノシツツノリカシニコカスルホリツ	15-2	衛生証明書の発行	農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日、財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）第1	30762	10（荷口確認ありの場合）	-	-	
3法_環82	環境生活部	食と暮らしの安全推進課							5（荷口確認なしの場合）	-	-	
3法_環83	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	ノリノスイサツアツオホビョウケンノシツツノリカシニコカスルホリツ	17-2	適合施設の認定	農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日、財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）第3	30763	3か月	保健所(5)	-	



〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環84	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	美容師法	ヒョウシホク	12	美容所の使用前の検査	●美容師法第11条第1項、第12条、第12条の3、第13条 ●美容師法施行規則第19条 ●美容師法施行条例第4条	30719	10	-	-	
3法_環85	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	美容師法	ヒョウシホク	12の3-2	管理美容師講習会の指定	●美容師法第12条の3第2項 ●美容師施行規則第23条	30720	15	-	-	
3法_環86	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	墓地、埋葬等に関する法律	ホチ、マイワウワカスルホクリツ	10	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可	「墓地の経営許可の取扱いについて」（昭和62年7月29日環第289号保健環境部長通知） 「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）	30722	1ヶ月	-	-	
3法_環87	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	理容師法	リョウシホク	11の2	理容所の使用前の検査	●理容師法第6条の2、第11条第1項、第11条の2、第11条の4第1項、第12条 ●理容師法施行規則第19条 ●理容師法施行条例第4条	30705	10	-	-	
3法_環88	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	理容師法	リョウシホク	11の4-2	管理理容師講習会の指定	●理容師法第11条の4第2項 ●理容師法施行規則第23条	30706	15	-	-	
3法_環89	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	旅館業法	リョカンギョウホク	3-1	旅館業営業許可	●旅館業法第3条 ●旅館業法施行令第1条、第2条 ●旅館業法施行規則第1条、第5条 ●旅館業法施行条例第2条、第2条の2、第2条の3、第5条、第6条	30708	30	-	-	
3法_環90	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	旅館業法	リョカンギョウホク	3の2-1	営業者の地位の承継の承認（法人）	●旅館業法第3条の2 ●旅館業法施行規則第2条	-	25	-	-	
3法_環91	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	旅館業法	リョカンギョウホク	3の3-1	営業者の地位の承継の承認（個人）	●旅館業法第3条の3 ●旅館業法施行規則第3条	30709	25	-	-	
3法_環92	環境生活部	循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハクヤツリシヨリオホヒセイヤウカスルホクリツ	20の2	廃棄物再生事業者の登録	法第20条の2において廃棄物再生事業者の登録について定めた事項について要件を満たすこと。	30815	30	保健所(10)	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環93	環境生活部	廃棄物対策課	浄化槽法	シヨウカリホ	57-1	水質に関する指定 検査機関の指定	浄化槽法施行規則第55条	30817	30	-	-	
3法_環94	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	8-1	一般廃棄物処理施 設の設置の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条	30801	-	-	-	
3法_環95	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	9-1	一般廃棄物処理施 設の構造、規模の 変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条	30801	-	-	-	
3法_環96	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	8の2-5	一般廃棄物処理施 設使用前検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第三条	30802	-	-	-	
3法_環97	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	8の2-5	一般廃棄物処理施 設の構造、規模の 変更の使用前検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第三条	30802	-	-	-	
3法_環98	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	12の7-1	産業廃棄物の処理 を一体として実施 しようとする二以 上の事業者に係る 認定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の三十八の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の三十八の三	30802の2	-	-	-	
3法_環99	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	12の7-7	産業廃棄物の処理 を一体として実施 する二以上の事業 者の認定に係る事 項の変更の認定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の三十八の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の三十八の三	30802の2	-	-	-	
3法_環100	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	14-1	産業廃棄物収集運 搬業の許可（保管 積替え行為を除 く）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条	30803	60	-	-	
3法_環101	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	14-1	産業廃棄物収集運 搬業の許可（保管 積替え行為を含 む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条	30803	-	-	-	
3法_環102	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	14-2	産業廃棄物収集運 搬業の更新許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条	30803	60	-	-	
3法_環103	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	14の2-1	産業廃棄物収集運 搬業の変更の許可 （保管積替え行為 を除く）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条	30803	60	-	-	
3法_環104	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	14の2-1	産業廃棄物収集運 搬業の変更の許可 （保管積替え行為 を含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条	30803	-	-	-	
3法_環105	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	14-6	産業廃棄物処分業 の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の五	30805	-	-	-	
3法_環106	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	14-7	産業廃棄物処分業 の更新許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の五	30805	-	-	-	
3法_環107	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	ハイブツノヨリオホビセイウカス ルホリツ	14の2-1	産業廃棄物処分業 の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の五	30805	-	-	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環108	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	14の4-1	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（保管積替え行為を除く）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の十三	30807	60	-	-	
3法_環109	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	14の4-1	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（保管積替え行為を含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の十三	30807	-	-	-	
3法_環110	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	14の4-2	特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の十三	30807	60	-	-	
3法_環111	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	14の5-1	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（保管積替え行為を除く）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の十三	30807	60	-	-	
3法_環112	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	14の5-1	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（保管積替え行為を含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の十三	30807	-	-	-	
3法_環113	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	14の4-6	特別管理産業廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の十七	30809	-	-	-	
3法_環114	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	14の4-7	特別管理産業廃棄物処分業の更新許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の十七	30809	-	-	-	
3法_環115	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	14の5-1	特別管理産業廃棄物処分業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の十七	30809	-	-	-	
3法_環116	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	15-1	産業廃棄物処理施設の設置の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二	30811	-	-	-	
3法_環117	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	15の2の6-1	産業廃棄物処理施設の構造、規模の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二	30811	-	-	-	
3法_環118	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	15の2-5	産業廃棄物処理施設の使用前検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十一条	30813	-	-	-	
3法_環119	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	15の2-5	産業廃棄物処理施設の構造、規模の変更の使用前検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十一条	30813	-	-	-	
3法_環120	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	20の2	産業廃棄物再生事業者の登録	法第20条の2において産業廃棄物再生事業者の登録について定めた事項について要件を満たすこと。	30815	30	保健所(10)	-	
3法_環121	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツヒツクツク	9-②	再生利用事業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条	30816	60	保健所(20)	-	
3法_環122	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	9-5 9の3-11	一般廃棄物最終処分場廃止確認	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第三項	30818	-	保健所(20)	-	
3法_環123	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ハイブツノヨリオホビセイヤウニカスルホリツ	15の2の6-3	産業廃棄物最終処分場廃止確認	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第三項	30819	-	保健所(20)	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (加付)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考	
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関		
3法_環124	環境生活部	消費生活・文化課	消費生活協同組合法	ヨウセイセイカクワクワクミアイホウ	12-4-2 12-4-3	員外利用の許可	●消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令及び及び消費生活共同組合法施行規程について（平成20年3月28日社援発第0328044号）	31101	4週間	□	-	-	
3法_環125	環境生活部	消費生活・文化課	消費生活協同組合法	ヨウセイセイカクワクワクミアイホウ	40-4	定款を変更する場合の認可	●「消費生活協同組合模範定款例」（平成12年1月7日厚生省発社援第4号） ●「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」（平成12年1月7日社援地発第1号） ●「消費生活協同組合模範定款例」（平成25年4月1日厚生労働省発社援第0401第3号） ●「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」（平成25年4月1日社援地発第0401第2号）	31102	4週間		-	-	
3法_環126	環境生活部	消費生活・文化課	消費生活協同組合法	ヨウセイセイカクワクワクミアイホウ	40-5	共済事業を認定、変更又は廃止する場合の認可	共済事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成20年3月31日社援発第0331005号）	31103	4週間		-	-	
3法_環127	環境生活部	消費生活・文化課	消費生活協同組合法	ヨウセイセイカクワクワクミアイホウ	40-6	貸付事業を認定、変更又は廃止する場合の認可	貸付事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成19年12月18日社援発第1218002号）	31104	4週間		-	-	
3法_環128	環境生活部	消費生活・文化課	消費生活協同組合法	ヨウセイセイカクワクワクミアイホウ	57、58	消費生活協同組合等を設立する場合の認可	●消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について（昭和62年6月30日社生第77号） ●消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について（平成20年9月3日社援地発第0903001号） ●消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について（平成3年11月7日社生第124号） ●消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について（平成20年9月3日社援地発第0903006号）	31105	4週間		-	-	
3法_環129	環境生活部	消費生活・文化課	消費生活協同組合法	ヨウセイセイカクワクワクミアイホウ	62-2	消費生活協同組合等を解散する場合の認可	なし（要件は法に明定） 消費生活協同組合法（昭和23年7月30日法律第200号）第2条第1項、同条第57条、同条第58条、同59条、同条第62条第1項第1号及び第3号	31106	4週間		-	-	
3法_環130	環境生活部	消費生活・文化課	消費生活協同組合法	ヨウセイセイカクワクワクミアイホウ	63-16B-3	存立時期満了に よって解散した消費生活協同組合等の継続の認可	なし（要件は法に明定） 消費生活協同組合法第2条第1項、同条第57条、同条第58条、同条第59条及び同第63条第1項	31107	4週間		-	-	
3法_環131	環境生活部	消費生活・文化課	消費生活協同組合法	ヨウセイセイカクワクワクミアイホウ	69	消費生活協同組合等を合併する場合の認可	なし（要件は法に明定） 消費生活協同組合法（昭和23年7月30日法律第200号）第2条第1項、同条第57条、同条第58条、同59条、同条第69条	31108	4週間		-	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続法適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3法_環132	環境生活部	共同参画社会 推進課	特定非営利活動促進法	トク化Iイカツウクシソク	10-1	特定非営利活動法人の設立の認証・不認証	特定非営利活動促進法第12条	31201	90	-	-	
3法_環133	環境生活部	共同参画社会 推進課	特定非営利活動促進法	トク化Iイカツウクシソク	25-3	定款変更の認証	特定非営利活動促進法第25条及び第12条	31202	90	-	-	
3法_環134	環境生活部	共同参画社会 推進課	特定非営利活動促進法	トク化Iイカツウクシソク	34-3	合併の認証	特定非営利活動促進法第34条及び第12条	31203	120	-	-	
3法_環135	環境生活部	共同参画社会 推進課	特定非営利活動促進法	トク化Iイカツウクシソク	44-1	特定非営利活動法人の認定	特定非営利活動促進法第45条及び第47条	31204	180	-	-	
3法_環136	環境生活部	共同参画社会 推進課	特定非営利活動促進法	トク化Iイカツウクシソク	51	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新	特定非営利活動促進法第45条及び第47条	31205	180	-	-	
3法_環137	環境生活部	共同参画社会 推進課	特定非営利活動促進法	トク化Iイカツウクシソク	58-1	特定非営利活動法人の特例認定	特定非営利活動促進法第59条	31206	180	-	-	
3法_環138	環境生活部	共同参画社会 推進課	特定非営利活動促進法	トク化Iイカツウクシソク	63	認定(特例認定) 特定非営利活動法人の合併の認定	特定非営利活動促進法第45条、第46条及び第47条	31207	180	-	-	